

新型コロナウイルス感染症に係る中小企業向け金融支援制度の拡充について

令和2年4月2日 熊本県商工観光労働部

- 県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の資金繰り対策として、融資枠200億円の県制度融資を創設しました。
- これまでの融資実績や、感染拡大の状況を踏まえ、新たに融資枠300億円を用意し、融資実行済みの289億円（※）と合わせて総額約600億円の融資枠を確保します。

（※）融資枠200億円を超過した分は、既存の融資枠を活用

1 これまでの対応

- 新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少している（見込み）事業者に対して下表①②③の県制度融資を実施（3月2日～）。
- 新型コロナウイルス感染症対策分として融資枠200億円を用意（3月専決処分）。
- 令和2年3月末時点の実績 1,862件 **約289億円**

	① 県独自分	② 国指定分 【セーフティネット保証4号】	③ 国指定分 【危機関連保証】
県制度融資における資金名	金融円滑化特別資金 (新型コロナウイルス感染症対策分)	金融円滑化特別資金 (セーフティネット保証4号 新型コロナウイルス感染症対策分)	金融円滑化特別資金 (危機関連保証 新型コロナウイルス感染症対策分)
利用の要件	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 <u>(減少率を問わない)</u> 又は ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少 <u>(減少率を問わない)</u>	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 <u>(▲20%以上)</u> かつ ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少 <u>(▲20%以上)</u>	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 <u>(▲15%以上)</u> かつ ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少 <u>(▲15%以上)</u>
融資限度額	8,000万円(通常枠) ※②、③と併せて24億円	8,000万円(特別枠) ※①、③と併せて24億円	8,000万円(特別枠) ※①、②と併せて24億円
融資期間	1年 ～ 10年(据置期間 1年以内)		1年 ～ 10年(据置期間 2年以内)
上限利率 (償還期間による)	年2. 30%以内	年2. 00%以内	
保証料率の 利用者負担	0. 00%(県が全額補助)		
借換え	熊本地震分(※)について可能		

（※）熊本地震に関する、県の制度融資（SN4号、激甚、小規模おうえん地震）及び市町村の特別融資分

2 新たな対応

- 新たに融資枠300億円**を用意する。
- 結果として、既に融資実行済みの約289億円の融資と合わせて、新型コロナウイルス感染症対策分として**総額約600億円**の融資枠を確保することとなる。
- 今後も状況に応じて必要な融資枠を用意する。

【問い合わせ先】
商工振興金融課
前田、増田（5122、5127）